

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

資料4

条文構成

条項	項目	内容	基準の種類	市の基準	
総則					
第1条	趣旨	条例の趣旨	参酌	本市の実情に、国の基準と異なるべき事情、特性がないことから、国の基準を用いて瑞浪市の基準とする。	
第2条	定義	用語の定義	参酌		
第3条	一般原則	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の一般原則等	参酌		
特定教育・保育施設の運営に関する基準					
利用定員に関する基準					
第4条	利用定員	利用定員 認定こども園及び保育所は20人以上とする。	従う		
運営に関する基準					
第5条 1項	内容及び手続の説明および同意	あらかじめ保護者に対して文書により事前説明を行った上で、同意を得ることを求める	従う		
第5条 2～6項	重要事項の電磁的方法による提供	原則として説明は文書の交付によって行わなければならないが、利用者の申出があった場合には電磁的方法に替えられる	参酌		
第6条 1～4項	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（提供拒否の禁止、選考方法、優先利用）	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止、定員超過の場合の選考	従う		
第6条 5項	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（教育・保育提供困難時の措置）	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の措置を講じなければならない	参酌		
第7条	あっせん、調整及び要請に対する協力	あっせん、調整及び要請に対する協力義務	従う		
第8条	受給資格等の確認	支給認定証によって受給資格等を確認しなければならない	参酌		
第9条	支給認定の申請に係る援助	支給認定の申請に係る援助の義務を負う	参酌		
第10条	心身の状況等の把握	支給認定こどもの心身の状況等の把握に努めなければならない	参酌		
第11条	小学校との連携	小学校等との密接な連携に努めなければならない	参酌		
第12条	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際には必要な事項を記録しなければならない	参酌		

第13条	利用者負担額等の受領	支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けること 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合には、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める	従う
第14条	施設型給付費等の額に係る通知等	支給認定保護者に対し、施設型給付費等の額に係る通知をしなければならない	参酌
第15条	特定教育・保育の取扱方針	施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない	従う
第16条	特定教育・保育に関する評価等	自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない 支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない	参酌
第17条	相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない	参酌
第18条	緊急時等の対応	職員は、支給認定子どもに体調の急変が生じた場合等の緊急時には、速やかに連絡を行う等の措置を講じなければならない	参酌
第19条	支給認定保護者に関する市町村への通知	不正な給付について遅滞なく市に通知しなければならない	参酌
第20条	運営規程	施設の目的及び運営の方針、提供する特定教育・保育の内容等の運営規程を定める	参酌
第21条	勤務体制の確保等	職員の勤務体制を定めておかななければならない 職員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない	参酌
第22条	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない	参酌
第23条	掲示	利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない	参酌
第24条	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分等により差別的扱いをしてはならない	従う
第25条	虐待等の禁止	支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う
第26条	懲戒に係る権限の乱用禁止	特定教育・保育施設の管理者は、懲戒に関し必要な措置を採るときは、身体的苦痛、人格を辱める等その権限を濫用してはならない	従う
第27条	秘密保持等	正当な理由がなく、業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない 情報提供が必要な場合は、あらかじめ文書により保護者の同意を得なければならない	従う

第28条	情報の提供等	適切に特定教育・保育施設を選択することができるように情報の提供を行うよう努めなければならない 広告をする場合においてその内容を虚偽のもの又は誇大なものにしてはならない	参酌
第29条	利益供与の禁止	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない	参酌
第30条	苦情解決	苦情内容等の記録、市の実施する事業への協力、調査に協力、改善内容を報告しなければならない	参酌
第31条	地域との連携等	運営に当たって、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない	参酌
第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	事故の発生又は再発を防止するため、指針を整備する等の措置を講じなければならない	従う
第33条	会計の区分	その他の事業の会計と区分しなければならない	参酌
第34条	記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	参酌
特例施設型給付費に関する基準			
第35条	特別利用保育の基準	特別利用保育を提供する場合の基準	従う
第36条	特別利用教育の基準	特別利用教育を提供する場合の基準	従う
特定地域型保育事業者の運営に関する基準			
利用定員に関する基準			
第37条	利用定員	小規模保育事業A型、B型の利用定員は6人以上19人以下 小規模保育事業C型の利用定員は6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業の利用定員は1人	従う
運営に関する基準			
第38条 1項	内容及び手続の説明および同意	適切な教育・保育を提供するため、その選択に資すると認められる事項については、あらかじめ保護者に対して文書により事前説明を行う	従う
第38条 2項	重要事項の電磁的方法による提供の規定の準用	原則として説明は文書の交付によって行わなければならないが、利用者の申出があった場合には電磁的方法に替えられる	参酌
第39条 1～3項	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（提供拒否の禁止、優先利用）	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止、定員超過の場合の選考	従う
第39条	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（教育・保育提供困難時の措置）	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の措置を講じなければならない	参酌
第40条	あっせん、調整及び要請に対する協力	あっせん、調整及び要請に対する協力義務	従う
第41条	心身の状況等の把握	支給認定こどもの心身の状況等の把握に努めなければならない	参酌

第42条 1～3項	特定教育・保育施設等との連携（連携施設の確保（居宅訪問型事業以外）、連携施設の確保（居宅訪問型）、事業所内保育事業の特例	居宅訪問型保育事業を行う者を除く特定地域型保育事業者は、連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない 居宅訪問型保育事業を行う者は居宅訪問型保育連携施設を適切に確保しなければならない	従う
第42条 4項	特定教育・保育施設等との連携（保育提供終了後の円滑な接続）	支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない	参酌
第43条	利用者負担額等の受領	支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けること 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合には、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める	従う
第44条	特定地域型保育の取扱方針	施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない	従う
第45条	特定地域型保育に関する評価等	自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない	参酌
第46条	運営規程	施設の目的及び運営の方針、提供する特定地域型保育の内容等の運営規程を定める	参酌
第47条	勤務体制の確保等	職員の勤務体制を定めておかなければならない 職員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない	参酌
第48条	定員の遵守	利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない	参酌
第49条	記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	参酌
第50条	特定教育・保育施設の規定の準用	受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助等について特定教育・保育施設についての規定を準用する	—
特例地域型保育給付費に関する基準			
第51条	特別利用地域型保育の基準	特別利用地域型保育の基準	従う
第52条	特定利用地域型保育の基準	特定利用地域型保育の基準	従う
雑則			
第53条	委任	条例から規則への委任	—
附則			
1	施行期日	子ども・子育て法の施行の日とする	—
2	特別保育所に関する特例	特定保育所が特定教育・保育を提供する場合の利用者負担額についての経過措置	従う
3	特定教育・保育及び特別利用保育の施設型給付費等に関する経過措置	特定教育・保育及び特別利用保育の施設型給付費等に関する経過措置	従う
4.5	特別利用地域型保育の施設型給付費等に関する経過措置	特別利用地域型保育の施設型給付費等に関する経過措置	従う

6	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業者の移行のため5年間は6人以上15人以下と利用定員できる経過措置を規定する	従う
7	連携施設に関する経過措置	連携施設の確保が難しい場合は5年間の経過措置を規定する	従う